

報 告 事 項

令 和 6 年 9 月 定 例 会

令和 6 年 9 月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件 名	ページ
34	令和 5 年度岡崎市一般会計継続費精算報告書について	5
35	令和 5 年度岡崎市土地開発基金の運用状況について	11
36	令和 5 年度岡崎市市産材調達管理基金の運用状況について	17
37	株式会社岡崎さくら電力の経営状況について	23
38	損害賠償の額を定める専決処分について	29
39	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	33
40	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	37
41	訴えの提起に関する専決処分について	41

令和 6 年報告第34号

令和 5 年度岡崎市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 2 項の規定により、令和 5 年度岡崎市一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 21 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和 5 年度岡崎市一般会計

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般 財源
					国 県 支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土木費	8 住宅費	市 営 住 宅 建 設 事 業 (平 荘 地 外 構)	令和 4 年度	円 7,900,000	円 3,476,000	円 2,000,000	円	円 2,424,000
			令和 5 年度	162,018,000	44,477,000	57,000,000		60,541,000
			計	169,918,000	47,953,000	59,000,000		62,965,000
10 教育費	2 小 学 校 費	小学校 校 舎 改 修 事 業 (岡崎 小学校 南棟)	令和 3 年度	31,328,000	2,218,000	4,000,000		25,110,000
			令和 4 年度	639,382,000	100,702,000	332,000,000	20,000,000	186,680,000
			令和 5 年度	0				
			計	670,710,000	102,920,000	336,000,000	20,000,000	211,790,000

継 続 費 精 算 報 告 書

実 績					比 較				
支出 済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般 財源		特 定 財 源			一般 財源
	国 県 支出金	地 方 債	その他			国 県 支出金	地 方 債	その他	
円 7,900,000	円 3,476,000	円 2,000,000	円	円 2,424,000	円 0	円 0	円 0	円	円 0
157,720,400	44,477,000	57,000,000		56,243,400	4,297,600	0	0		4,297,600
165,620,400	47,953,000	59,000,000		58,667,400	4,297,600	0	0		4,297,600
0	0	0		0	31,328,000	2,218,000	4,000,000		25,110,000
30,800,000	2,463,000	4,000,000	0	24,337,000	608,582,000	98,239,000	328,000,000	20,000,000	162,343,000
563,937,440	100,702,000	331,000,000	20,000,000	112,235,440	△563,937,440	△100,702,000	△331,000,000	△20,000,000	△112,235,440
594,737,440	103,165,000	335,000,000	20,000,000	136,572,440	75,972,560	△245,000	1,000,000	0	75,217,560

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般 財源
					国 県 支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教育費	2 小 学 校 費	岡 崎 小学校 校 舎 整 備 事 業 (第2 期)	令和 3 年度	円 14,333,000	円 1,010,000	円	円	円 13,323,000
			令和 4 年度	152,500,000	8,102,000	90,000,000		54,398,000
			令和 5 年度	0				
			計	166,833,000	9,112,000	90,000,000		67,721,000

実 績					比 較				
支出 済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般 財源		特 定 財 源			一般 財源
	国 県 支出金	地 方 債	その他			国 県 支出金	地 方 債	その他	
円 0	円 0	円	円	円 0	円 14,333,000	円 1,010,000	円	円	円 13,323,000
14,100,000	1,010,000	0		13,090,000	138,400,000	7,092,000	90,000,000		41,308,000
144,894,000	8,183,000	90,000,000		46,711,000	△144,894,000	△8,183,000	△90,000,000		△46,711,000
158,994,000	9,193,000	90,000,000		59,801,000	7,839,000	△81,000	0		7,920,000

令和 5 年度岡崎市土地開発基金の運用状況について

令和 5 年度において岡崎市土地開発基金を別紙のとおり運用した。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第 5 項の規定により監査委員の意見を付けて提出する。

令和 6 年 8 月 21 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和 5 年 度 土 地 開 発 基 金 運 用 状 況 調 書

基 金 定 額				500,000,000 円	
現 金	前 年 度 末 現 在 高			0 円	
	受	利子収入高	預 金	0 円	
			貸 付 金	0 円	
	入	貸 付 金 償 還 高			0 円
		基 金 繰 入 高			0 円
		小 計			0 円
	支 払 高	貸 付 金 貸 付 高			0 円
		一 般 会 計 繰 出 高			0 円
		小 計			0 円
	計			0 円	
債 権	前 年 度 末 現 在 高			500,000,000 円	
	貸 付 金 貸 付 高			0 円	
	貸 付 金 償 還 高			0 円	
	計			500,000,000 円	
年 度 末 現 在 高				500,000,000 円	

付表 貸付金の状況

貸 付 先		岡 崎 市 土 地 開 発 公 社	貸 付 利 率		無 利 息
貸 付 の 状 況		前 年 度 末 未 償 還 金	償 還 等 の 状 況		年 度 末 未 償 還 金
貸 付 年 月 日	貸 付 金 額		償 還 金	貸 付 金 利 子	
平成 22 年 4 月 1 日	500,000,000 円	500,000,000 円	0 円	0 円	500,000,000 円

6 監第74号
令和 6 年 8 月 1 日

岡崎市長 中 根 康 浩 様

岡崎市監査委員	高 橋 重 長
同	長谷川 龍 伸
同	三 宅 健 司
同	鈴 木 静 男

基金運用状況の審査意見の提出について

地方自治法第241条第5項の規定により、審査に付された令和5年度岡崎市土地開発基金の運用状況を岡崎市監査基準の規定に基づき審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

令和 5 年度 岡崎市基金運用状況審査意見

第 1 審 査 の 種 類

地方自治法第241条第 5 項の規定に基づき審査に付された岡崎市監査基準第 4 条第 1 項第 7 号の規定による審査

第 2 審 査 の 対 象

令和 5 年度 岡崎市土地開発基金

第 3 審 査 の 期 間

令和 6 年 6 月 3 日から同年 8 月 1 日まで

第 4 審 査 の 着 眼 点

基金の運用の状況を示す書類（以下「運用状況報告書」という。）の計数が正確であるか等を審査した。

第 5 審 査 の 実 施 内 容

岡崎市監査基準の規定に基づき、市長から送付された運用状況報告書を、関係諸帳簿及び証拠書類と照合を行い、併せて関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

第 6 審 査 の 結 果

運用状況報告書の計数は正確で、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められた。

基金の状況は、次に述べるとおりである。

岡崎市土地開発基金

基金定額 500,000,000 円をもって運用されており、その状況は次表のとおりである。

1 基金の運用状況

(単位：円)

区 分		令和 4 年度末 現在高	令和 5 年度中の増減		令和 5 年度末 現在高
			増 加 高	減 少 高	
基 金 定 額		500,000,000	0	0	500,000,000
運 用 状 況	現 金	0	0	0	0
	貸 付 金	500,000,000	0	0	500,000,000
	計	500,000,000	0	0	500,000,000

注 岡崎市土地開発公社に対する貸付金として運用されており、無利息であるので運用益は発生していない。

2 岡崎市土地開発公社貸付金管理状況

(単位：円)

令和 4 年度末 未償還元金	令和 5 年度中の貸付及び償還金		令和 5 年度末 未償還元金
	貸 付 金	償 還 金	
500,000,000	0	0	500,000,000

令和 5 年度岡崎市市産材調達管理基金の運用状況について

令和 5 年度において岡崎市市産材調達管理基金を別紙のとおり運用した。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第 5 項の規定により監査委員の意見を付けて提出する。

令和 6 年 8 月 21 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和5年度市産材調達管理基金運用状況調書

基 金 定 額				40,000,000 円
現 金	前 年 度 末 現 在 高			20,000,000 円
	受 入 高	基 金 繰 入 高		29,784,739 円
		未 収 金		0 円
		小 計		29,784,739 円
	支 払 高	木 材 調 達 経 費 支 払 高		14,491,639 円
		未 払 金		0 円
		小 計		14,491,639 円
	計			35,293,100 円
木 材	前 年 度 末 現 在 高			0 円
	受 入 高			14,491,639 円
	払 出 高			9,784,739 円
	計			4,706,900 円
年 度 末 現 在 高				40,000,000 円
支 払 資 金 総 額				14,491,639 円
回 転 率 (支 払 資 金 総 額 / 基 金 定 額)				0.36 回

付表 木材調達の状況

木材の受入状況				木材の払出状況			
受入年月日	受入価格	受入数量	備考	払出年月日	払出価格	払出数量	備考
	円	m ³			円	m ³	
令和5年11月30日	873,871	3.90	製材	令和5年11月30日	703,151	3.15	製材
令和6年1月18日	4,237,035	13.90	製材	令和6年1月18日	3,736,535	11.76	製材
令和6年2月29日	3,617,813	13.73	製材	令和6年2月29日	3,234,133	12.61	製材
令和6年2月29日	1,366,906	4.47	製材	令和6年2月29日	1,366,906	4.47	製材
令和6年2月29日	675,814	2.11	製材	令和6年2月29日	675,814	2.11	製材
令和6年3月28日	68,200	0.21	製材	令和6年3月28日	68,200	0.21	製材
令和6年3月28日	3,652,000	293.02	丸太				
計	14,491,639	331.34		計	9,784,739	34.31	

6 監第75号
令和 6 年 8 月 1 日

岡崎市長 中 根 康 浩 様

岡崎市監査委員	高 橋 重 長
同	長谷川 龍 伸
同	三 宅 健 司
同	鈴 木 静 男

基金運用状況の審査意見の提出について

地方自治法第241条第5項の規定により、審査に付された令和5年度岡崎市市産材調達管理基金の運用状況を岡崎市監査基準の規定に基づき審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

令和５年度 岡崎市基金運用状況審査意見

第１ 審 査 の 種 類

地方自治法第241条第５項の規定に基づき審査に付された岡崎市監査基準第4条第１項第７号の規定による審査

第２ 審 査 の 対 象

令和５年度 岡崎市市産材調達管理基金

第３ 審 査 の 期 間

令和６年６月３日から同年８月１日まで

第４ 審 査 の 着 眼 点

基金の運用の状況を示す書類（以下「運用状況報告書」という。）の計数が正確であるか等を審査した。

第５ 審 査 の 実 施 内 容

岡崎市監査基準の規定に基づき、市長から送付された運用状況報告書を、関係諸帳簿及び証拠書類と照合を行い、併せて関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

第６ 審 査 の 結 果

運用状況報告書の計数は正確で、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められた。

基金の状況は、次に述べるとおりである。

岡崎市市産材調達管理基金

令和５年度末の基金定額は 40,000,000 円であり、その状況は次表のとおりである。

1 基金の運用状況

(単位：円)

区 分		令和４年度末 現在高	令和５年度中の増減		令和５年度末 現在高
			増 加 高	減 少 高	
基 金 定 額		20,000,000	20,000,000	0	40,000,000
運 用 状 況	現 金	20,000,000	29,784,739	14,491,639	35,293,100
	木 材	0	14,491,639	9,784,739	4,706,900
	計	20,000,000	44,276,378	24,276,378	40,000,000

2 定額の資金を運用するための基金の当該定額の回転の状況

(単位：円、回)

基 金 定 額	40,000,000
支 払 資 金 総 額	14,491,639
回転率（支払資金総額／基金定額）	0.36

令和 6 年報告第37号

株式会社岡崎さくら電力の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社岡崎さくら電力の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 8 月 21 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

事業の概要

(令和5年5月1日から令和6年4月30日まで)

1 主な事業内容

- (1) 発電事業及び電気、熱エネルギーその他のエネルギーの販売に関する事業
- (2) 電気の売買の仲介事業
- (3) 電気、熱等の検針及びそれに伴う請求書発行等の事業
- (4) 前各号の事業に関わるエンジニアリング及びコンサルティング

2 事業所の所在地

岡崎市久後崎町字本郷53番地

3 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 10,000株
- (2) 発行済株式総数 1,000株
- (3) 株主数 5名
- (4) 株式数内訳

株主名	所有株式数	持株比率
岡崎市	510株	51%
NTTアノードエナジー株式会社	150株	15%
中部電力ミライズ株式会社	150株	15%
東邦ガス株式会社	150株	15%
岡崎信用金庫	40株	4%

貸 借 対 照 表

(令和6年4月30日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	<u>518,921,617</u>	流動負債	<u>303,980,982</u>
現金及び預金	343,193,315	買掛金	233,158,172
売掛金	175,398,302	未払費用	2,352,450
前払費用	330,000	未払法人税等	63,284,800
		未払消費税等	5,124,300
固定資産	<u>2,248,894</u>	預り金	61,260
投資その他の資産	2,248,894	負債合計	<u>303,980,982</u>
出資金	10,000	純資産の部	
繰延税金資産	1,238,894	株主資本	<u>217,189,529</u>
預託金	1,000,000	資本金	10,000,000
		利益剰余金	207,189,529
		その他利益剰余金	207,189,529
		繰越利益剰余金	207,189,529
		純資産合計	<u>217,189,529</u>
資産合計	521,170,511	負債純資産合計	521,170,511

損 益 計 算 書
(令和5年5月1日から令和6年4月30日まで)

(単位：円)

科 目	金 額	
売上高		<u>1,580,005,354</u>
売上原価		<u>1,259,152,338</u>
売上総利益		<u>320,853,016</u>
販売費及び一般管理費		<u>71,851,458</u>
営業利益		<u>249,001,558</u>
営業外収益		
受取利息	4,192	
受取配当金	300	
雑収入	58,353	<u>62,845</u>
営業外費用		
支払利息	2,076,201	
雑損失	73,639	<u>2,149,840</u>
経常利益		<u>246,914,563</u>
税引前当期純利益		<u>246,914,563</u>
法人税、住民税及び事業税		<u>70,200,401</u>
法人税等調整額		<u>435,625</u>
当期純利益		<u>176,278,537</u>

令和6年度事業計画書

事業名	事業内容
電力小売事業	市内公共施設への電力供給

令和6年度収支予算書

(単位：千円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
電力小売事業収入	<u>1,529,224</u>	売上原価	<u>1,466,557</u>
売電（公共施設）	1,511,391	託送料	230,234
売電（発電事業）	14,263	常時バックアップ調達	149,106
その他収入	3,570	相対電源調達	744,122
		需給調整委託費	31,992
		その他	311,103
		人件費	<u>1,000</u>
		給料手当支出	1,000
		営業費	<u>29,544</u>
		業務委託費	25,862
		広告宣伝費	322
		会議交際費	120
		通信運搬費	50
		消耗品費	300
		雑費	1,600
		支払手数料	60
		その他	1,230
		寄付金	<u>12,849</u>
		利益活用	<u>7,709</u>
		法人税・住民税	<u>2,989</u>
合計	1,529,224	合計	1,520,648

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 21 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年7月8日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事故の概要

(1) 日時

令和6年6月6日午前11時頃

(2) 場所

岡崎市小針町字中根地内の畦畔^{けい}

(3) 内容

相手方が自身の所有する草刈機で雑草を除草していたところ、当該草刈機の底部が岡崎市の管理する用地幅杭^{くい}に接触し、破損した。

2 損害賠償額

167,420円

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 21 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年7月24日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事故の概要

(1) 日時

令和6年4月9日午後2時45分頃

(2) 場所

岡崎市美合町字石塚地内の市道幸田岡崎線

(3) 内容

北進中の相手方自動車右前後輪が道路の陥没に落ち、当該自動車の右前後輪ホイール及びタイヤを損傷させた。

2 損害賠償額

15,615円

3 和解条項

- (1) 岡崎市と相手方は、本件事故により、相手方に金52,050円の損害が生じたことを相互に確認する。
- (2) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市30パーセント、相手方70パーセントであることを相互に確認する。
- (3) 岡崎市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、金15,615円の支払義務があることを認める。
- (4) 岡崎市は、相手方に対し、(3)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (5) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 21 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年7月24日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事故の概要

(1) 日時

令和6年4月9日午後7時頃

(2) 場所

岡崎市恵田町字下田地内の市道花園団地線

(3) 内容

南進中の相手方自動車左前輪が道路の陥没に落ち、当該自動車の左前輪ホイール及びタイヤを損傷させた。

2 損害賠償額

8,490円

3 和解条項

- (1) 岡崎市と相手方は、本件事故により、相手方に金16,980円の損害が生じたことを相互に確認する。
- (2) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市50パーセント、相手方50パーセントであることを相互に確認する。
- (3) 岡崎市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、金8,490円の支払義務があることを認める。
- (4) 岡崎市は、相手方に対し、(3)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (5) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 21 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された訴えを提起することについて、次のとおり専決処分する。

令和6年7月26日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 管轄裁判所

岡崎簡易裁判所

2 相手方及び学校給食費の滞納額

相手方	学校給食費の滞納額 (令和6年6月24日現在)
個人	216,425円

3 請求の趣旨

相手方に対し学校給食費の滞納額、遅延損害金及び訴訟費用の支払を求める。

4 事件の概要

相手方は、生徒の保護者であり、当該生徒に対し市が提供した給食に係る学校給食費を支払う義務がある。

相手方は、学校給食費を滞納しており、再三にわたる催告にも応じないため、支払督促の申立てを行った。

これに対し、督促異議の申立てがあったため、訴えの提起があったものとみなされた。

